

プライバシーの保護を理由に、受刑や出所の情報が、地元自治体や福祉関係者に伝わらず、知的障害者に対する十分な支援がなされなかったという、いわば「見捨てられた存在」となっていた現実、ある程度の実態を示すことができたことにも、また、意義があろう。

政策的な提言としては、たとえば、療育手帳取得申請についても、認可基準の統一化や診断場所を矯正施設でも可能とするなど、認可や診断の確実性を担保しつつ、行政手続を柔軟化・簡素化するような整備をすることが提言できるのではないかと思われる。

また、諸外国における知的障害犯罪者の文献研究は、我が国においてきわめて少ない研究分野についての紹介であり、犯罪学、刑事政策、被害者学、ひいては社会福祉学の分野においても注目すべき参考資料となるのではないかと思われる。

最後になってしまったが、今回の調査研究に当たっては、ご協力いただいた関係施設の職員各位に対して、心から感謝の意を表したいと思う。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
平成20年度（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

研究分担者 山本讓司

（研究協力者）

赤平 守	（すぎなみ障害者生活支援コーディネートセンター・社会福祉法人同愛会）
阿部 美樹雄	（社会福祉法人 みずき福祉会 町田福祉園）
岩屋 文夫	（社会福祉法人 訪問の家「集」）
松本 一美	（和歌山県福祉事業団事務局経営課）
森山 秀実	（更生保護法人 実華道場）
川島 志保	（川島法律事務所）
相原 佳子	（野田・相原・石黒・佐野法律事務所）

A. 研究目的

罪を犯し、または罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立を図る観点から、「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」をテーマとして、社会復帰に向けた福祉サイドの役割と矯正および更生保護など関係機関の連携の具体的な取り組み、法的整備に関する諸課題を調査・分析すること。

B. 研究方法

（1） 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

- ・ 罪を犯すに至った背景と経緯
- ・ 裁判への福祉サイドの関わりは？
- ・ オーストラリア・ビクトリア州の事例研究

（2） みずき福祉会における事例と課題

- ・ 施設としての支援体制
- ・ 施設内における支援上の課題
- ・ 地域移行に至るまでの課題

（3） 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策

- ・ 更生援護特別処遇事業の効果と課題
- ・ 自立生活アシスタント制度の活用
- ・ 具体的支援事例について

（4） 和歌山県福祉事業団の取り組み

- ・ 矯正施設からの出所者・出院者への支援事例

（5） 更生保護施設の実践事例

- ・ 東京実華道場における実情
 - ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）

（6） その他実践事例について

C. 研究結果及び考察

(1) みずき福祉会における事例と課題

研究協力者：阿部美樹雄

(ア) 阿部研究協力者からの提言

障害者自立支援法は多くの課題のある法律で、様々な面で改正を必要であるが、この中で評価できる施策のひとつとして『自立支援協議会』の設置とことがある。自立支援協議会は、区市町村と都道府県の両方に設置が義務づけられている。様々な役割があるが、困難事例の検討ということも大きな役割のひとつである。そして、区市町村で解決に至らないケースについては都道府県で検討することになっている。ここに少年院や刑務所の出所者で障害を持っている人たちの支援について乗せていけないものかと思う。私の数少ない経験の中からの印象では、少年院は熱心に対応するが、刑務所の場合、個人情報の問題もあるが帰宅先については熱心ではなく、報奨金を渡し刑務所から出してしまうという印象がある。身元引き受けも無くお金も無かったとしたら累犯率が7割にもなるのは当たり前のものであり、犯罪者を作り出しているといっても過言ではないように思える。IQ測定は必ずするわけで、身元引き受けが無く明らかに知的障害のある受刑者の出所の場合、福祉事務所につなぎ、困難事例については支援プランを作り実践者に渡していくというルールが作れないものかと思う。人権への配慮は大事だが、累犯がわかっていながら放置していくことも人権問題であるし、社会的なリスク考えても自立支援協議会をそのような場として育てていくということもひとつのアイデアだと思う。

① 『出所後の生活支援について』の一考

- ・ 再犯防止プログラムの作成、認知行動療法、SST、セルフヘルプグループの存在が重要である。『べてるの家』の取り組み——北海道浦河の精神障害者への支援団体（20パーセントは知的障害）に学ぶ。発達障害の理解——イギリス自閉症協会作成 SPELLなどを参考にする。
- ・ 刑務所か再犯防止プログラムかのフィットネスの機会をもうける。
- ・ 契約になじまない人たちのための矯正施設の中での再犯防止プログラムの導入、そして出身地の自立支援協議会に支援プランを作成させ、福祉事務所との連携で療育手帳、障害基礎年金、生活保護等の条件を整備する。
- ・ 英国におけるヘイズ独立病院のような専門職のいる医療刑務所、ブルーネル教育センターのように社会に出るまでの治療的、福祉的な中間施設の必要性。
- ・ 生涯にわたり安心して相談にこれる『止まり木』のような支援センターの必要性。

(2) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策

研究協力者：岩屋文夫

横浜市は、人口360万人を数える我が国最大の政令市であり、これまでも福祉分野をはじめ独自の施策を展開している。本研究の対象である触法知的障害者に対しては、対象者が民間障害者施設を利用するに際し運営費を助成する「更正援護特別処遇事業」が定められている。また、単身等で生活する知的障害者に対しての「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」があり、地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策がある。

更正援護特別処遇事業は、「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月31日規定）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」のひとつとして掲げられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物損壊、窃盗、放火、痴漢、売春などの行為等の触法行為を起し、再び起こす恐れの高い者としている。この対象者が知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に、対象者の障害状態に応じた個別的な支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

【助成額】

入所	2,310円(日額)
通所	1,590円(日額)

【利用実績】

	15年度	16年度	17年度
入所	1	2	3
通所	16	17	17

知的障害者自立生活アシスタント派遣事業は、地域で一人暮らしをしている者、知的障害者のみで生活している兄弟・夫婦・親子などが対象者であり、特に触法の知的障害者を対象とするものではないが、地域生活を安定させるための支援として取り組むために、結果として触法の課題がある知的障害者も含まれることとなる。

事業の実施は、横浜市が委託する事業所が知的障害者の生活支援に関する専門知識を有する自立生活アシスタントを配し、訪問や電話等による衣食住や健康管理、消費生活などの相談・助言。コミュニケーション支援として、対人関係調整や関係機関との連絡調整の支援などを行う。更に、緊急時対応も行うこととなっている。

委託事業所数は13事業所である。(平成18年10月)

【委託費】

平成18年度	9,682,000円
--------	------------

【利用者状況】(平成18年3月31日時点の全事業所対象)

利用登録者数		登録者計	
		268名	構成比
年齢別	～19	3	1.1%
	20～29	65	24.3%
	30～39	89	33.2%
	40～49	50	18.7%
	50～59	43	16.1%
	60～	18	6.6%
障害の状況	最重度	8	3.0%
	重度	60	22.4%
	中度	94	35.1%
	軽度	95	35.4%
	手帳なし	11	4.1%
生活状況	単身	93	34.7%
	独身寮等	0	0.0%
	障害者世帯	39	14.6%
	高齢等の家族との同居	70	26.2%
	単身生活移行な者	52	19.4%
	その他	14	5.1%

(ア) 事例1

詐欺罪で起訴された被告人に付いた国選弁護人が、被告人との面会や被告人が受けた過去の刑事裁判等の資料から、被告人に何らかの知的な障害があるとの疑いを抱き、先輩弁護士の助言もあって知的障害者の支援に携わる福祉関係者と連携を図ることとなった。

【被告人及び事件の概要】

被告人は、40代前半の男性。無職で住まいはない。家族は遠方に両親がいるものの最近では交流していない。窃盗などの前歴があり服役もしている。7年前に出所してからは職に就くも長く続かず転々としていた模様で、ここ数ヶ月は万引をしたりで警察に検挙されるなど生活が荒んだ状況にあった。

今回逮捕に至ったのは無銭飲食をしたためである。

【福祉支援者としての所見】

弁護士からの依頼を受け、初公判の数日前に面会のため勾留中の警察署を訪ねた。一般面会という限られた時間の中での話であり、もちろん初対面でもあるため十分なコミュニケーションとは言い難いものではあった。

通常の会話には支障はなく、これまでの学歴や職歴などの質問には答える力はあった。一方で、抽象的な質問や語意の分かりにくい質問には、スムーズな答えを言えずにいた。制限された環境の中での面会であり断定的なことは言えないが、いわゆるボーダー域にある軽度知的障害者に見られる言語コミュニケーションの特徴を呈していた。これまでの履歴から鑑みて、若い頃は知的な障害がないものとして一般就労するなど、何とか自分の努力を重ねていくことで周囲に溶け込もうとしていたものと思われる。しかし、徐々に本人の努力だけでは障害のない人に合わせていくことが難しくなり、結果として離職や生活の乱れ、反社会的な行動という負の連鎖に陥ったことが想像された。

【裁判に向けて】

この裁判では、事実関係について争うことなく、また被告人の家族と連絡を取り、示談に必要な金銭的援助も受けられたため執行猶予の判決が期待された。

しかし、ただ単に執行猶予となり身柄の拘束が解かれただけでは再犯の可能性が否定できない。そのため、今後の生活をどのようにするのかも考える必要がある。現状では知的障害が疑われるが療育手帳を所持している訳ではなく、また本人もそのような状況にあるとの認識がない中では、知的障害者の福祉サービスを利用することは不可能である。今回の被告人は住まいも無い状況であり生活の再建を図ることと再犯を防ぐための支援の場として更生保護施設の利用を申し出るように被告人に勧めた。

被告人自身も更生保護施設の利世を希望し、公判においてもその旨を述べた。

一方、受け入れ先となる更生保護施設があるかについては、所管の保護観察所に対し、当該被告人が判決後に自ら申し出た場合に、更生保護施設の利用が円滑に行われるよう弁護士から依頼をした。

更生保護施設を一定期間利用する間に、福祉的な支援を要すると判断された場合には、更生保護施設と福祉関係者の連携を模索できるとも考えた。

【結果】

判決は、執行猶予の付いた有罪判決となった。

公判終了後、弁護士が伴って保護観察所に出向き、更生保護施設の利用申請を行った。

【今回の裁判から】

- ① 国選弁護士として関わった被告人に知的障害があることが疑われた時に、福祉関係者に協力を得ようとしたことは有効であった。ただ、制度的な裏づけがあってなされたものではなく、あくまでも弁護士及び福祉関係者の試行的な取り組みとして行ったものである。
- ② 時間的な課題があった。福祉関係者が被告人に会ったのは初公判の数日前であり、福祉サービスの利用につなげることなどは極めて難しい状況にあった。
- ③ 判決では執行猶予を得たが、保護観察は付かなかった。そのため、再犯を防ぐための指導体制がない状態で、生活基盤も脆弱な障害者及びそれが疑われる人にとっては、返って再犯の恐れが高まり、結果として執行猶予中に事件を起こし刑務所に入るような事態にもなる。執行猶予が付くと同時に再犯をさせないための保護観察と生活の安定を図るための福祉的支援の両立が重要である。

(イ) 岩屋研究協力者による障害者が犯した刑事事件に関わった弁護士への聞き取り

これまでに、被告人等が障害者であるものに多数関わっている弁護士に聞き取りを行い、刑事裁判での諸課題や福祉関係者への期待などを聞いた。

また、現在進められている「地域生活定着支援センター」の機能にも期待したい。出所後に止まらず裁判段階で関わることが出来れば、罪を犯した障害者を福祉的な支援への橋渡しとして有機的な役割を果たすものとする。

(3) 和歌山県福祉事業団の取り組み

研究協力者：松本一美

和歌山県福祉事業団は、同事業団の「地域生活移行にかかるスクラップ&ビルド＝障害者自立支援法にかかる入所施設を利用できない軽中度障害者スクラップ&ビルド」をベースとして県立施設の今後のあり方を「県障害福祉課」と平成16年～ワーキングを実施中。そこで、障害者自立支援法の施行にかかる「入所授産施設＝由良みのり園(定員50名)」の再活用「制度になじまない＝触法・非社会的傾向者・独り生活困難者・不乱的傾向者」等々の人たちの「生活・就労・自律トレーニング」の場としての「障害者更生支援施設」としての「特化したセーフティーネット機能」への位置づけを「県障害福祉課」と協議を行なっている。

こうしたなか、和歌山県福祉事業団では、この間実際に罪を犯してしまった人の支援や、罪を犯す虞のある人の支援を行ってきた。

「触法障害者」というテーマに関わる一つのきっかけは、『和歌山カレー事件』である。この事件が起こった二年後、容疑者宅が放火される事件があった。事業団のかつての利用者がこの犯人だった。

これ以外にも、暴力団関係とつながりのある利用者、家族から売春を強要されていた利用者、夜間車両荒らしを繰り返す利用者等々、施設の特長からも、中軽度の方が多く、制度の狭間に位置する方、反社会的行為を繰り返す方等罪を犯す虞のある方が非常に多いのが現実である。

この多くの利用者が、放火事件のように同じ過ちを繰り返さないようにという願いで支援を続けているところだ。

以下、触法・虞犯障害者支援に関わる具体的な取り組みの例を挙げる。

(ア) 事例1

Cさん 38歳男性

罪名：窃盗（執行猶予期間中）

- ・ 当事業団入所施設利用しているが、帰省中隣家に入り窃盗を繰り返す。
- ・ 一カ月勾留後、「施設が十分な監護をする」ということで、執行猶予となり現在引き続き入所施設利用している。

(イ) 和歌山県福祉事業団としての今後の支援について

刑罰施設からの出所者や罪を犯す虞のある方々をサポートし、犯罪を未然に防ぐためには、まずは生活の場を保障し、安定させることが重要になる。

障害がある受刑者の多くは、出所後の生活基盤が脆弱で、それが故に再犯につながる可能性が高くなっている事実もある。

「生活」「就労」「自律トレーニング」の場としての「社会生活定着支援センター（仮称）」として、「特化したセーフティーネット機能」への位置づけを考え、事業団内でも今後のあり方を模索、協議しているところだ。

罪を犯した障害者に対応した『障害者に特化した受刑所の建設、犯罪障害者矯正社会復帰施設の建設』『社会復帰障害者再犯防止サポートセンター』等々について、「県レベル」への提案には未だ至っていないが、県会議員を介して提案している。

なお、事業団としては「近畿地区をカバー出来るキャパ」の触法関連の事業を探っている状況である。

(4) 更生保護施設の実践事例

研究協力者：森山秀実

(ア) 更生保護施設の実情

更生保護施設の保護対象者は更生保護事業法等によって細かく定められているが、対象者の多くは、「①保護観察を付されているもの」、「②刑務所を満期釈放されたもの」、「③刑の執行を猶予されたもの」、「④起訴猶予され

たもの」、「⑤その他」となっている。

しかし、更生保護施設は、上記法律によって定められた保護対象者のすべてを収容しなければならないということではなく、環境調整として施設受入の可否を選択することが出来る。選択の基準は、多くの施設は定款で「更生保護施設の目的として…その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的とする」とある。この自立更生の前提があるため、次のような要保護者が引き受け不可となるケースがきわめて多い。

- A：就労が困難な者…①身体障害者、②病弱者、③高齢者
B：犯罪内容が地域対策上配慮の必要な者…①性犯罪者、②放火犯、③世間の注目を浴びた事件の犯罪者
C：依存症…①覚醒剤、②アルコール、③シンナー等薬物
D：施設の管理運営上配慮の必要な者…①粗暴犯罪、粗暴性格者、②暴力団等、反社会組織に属する者

上記のような人たちが更生保護施設の処遇対象から除外されるが、その判断の程度は更生保護施設によって差があり、受入の可否判断は更生保護施設に任されている。

そこで、東京都内の更生保護施設「東京実華道場」における障害者の受入状況について調査してみた。

前述したように、東京実華道場においても上記 2.A、B、C 及び D に該当する人たちの受入には慎重である。しかし犯罪の内容や生活状況などをチェックして前向きに取り組んでいる。過去においても聾啞者を数例保護したことがある。高齢者には難聴も多く、テレビの音を大きくするなど、就労難の他、同室者がある場合には他の被保護者との関係も配慮しなければならない。疾病などは身上調査書だけでは不明確で更生保護施設に入所してから病気が判明したり、発症したりする事例もある。罹病者、罹病の疑いのある者について、診察、加療や入院の医療措置はその都度区の福祉にお願いして面倒を見て貰っている。当会の更生保護施設が存在する文京区及び墨田区の福祉の対応には感謝している。ただ、福祉に依頼するケースは多々あり、被保護者の非常識や保護施設側の知識不足により難渋することもある。障害者、病弱者や高齢者に折角生活保護を適用して住居の配慮までして貰ったのに、規則、規律を守らず、その措置を無駄にしてしまうことも間々ある。矯正施設が作成している身上調査書には I Q 相当値が記載されているが、軽度の知的障害とされている I Q 相当値 69 以下のものが 30% 程度いる。I Q 相当値 40 以下の者も在所しているが、社会生活が出来ないとは言えない。更生保護の処遇と I Q 相当値の関連についてはさらに議論を進める必要がある。

平成 19 年 5 月の東京実華道場の被保護者の状況

収容定員：14 人
収容人員：15 人(収容保護率 107%)
平均年齢：49.3 歳
I Q 相当値：最低値 39 最高値 104
100～…2 人
70～99…6 人
50～69…3 人
39～49…3 人
不明…1 人

これまで東京実華道場では I Q 相当値 39 以下の対象者は数名いたが、療育手帳を所持していた人は皆無である。

(イ) 被保護者の事例

S 氏 57 歳 I Q 相当値 39。刑務所を仮釈放になり、環境調整を経て当施設に帰住した。結婚歴なし。本件傷害・暴行により初受刑。S 氏の当施設での生活状況は次のとおり。

【コミュニケーション】

- ・ 何を聞いても YES と答え、念を押すと NO と答える。
- ・ S 氏の言っていることを理解するのに、何度も聞き返して確認する必要あり。
- ・ こちらに伝わったことを復唱すると NO と言う。

【生活行動】

- ・ 壁と向かい合って長時間にわたり独り言を言いながら立っているなどの奇行があり、他の被保護者から気味悪がられている。
- ・ 真っ暗な食堂で長時間じっと座っている。
- ・ 促されないと入浴をしないので、異臭がある。

【就労】

- ・ 受刑前は建設作業員・製本工として継続的に就労していた。
- ・ 当施設在所中も経験のある建設作業員・製本工として稼働。日・祝を除く出勤率 52.5%(全体平均 57.5%)。

【自立】

- ・ 自立資金として約 250,000 円貯蓄。
- ・ 一人で不動産屋に行きアパートの賃貸契約をした。家賃 26,000 円、保証人なし。(アパートでの生活歴はあるが本件受刑前は飯場生活)。
- ・ 11 月 18 日退所予定。

程度はさておき知的障害者である可能性は極めて高いが、予想以上に生活力があり、IQ 相当値だけで生活力は判断できないことがわかった。S氏はこれまで福祉につながることなく自立生活を営んできた。兄弟とも疎遠になっており、今後も一人で生きていこうと努力している。

今後仮に、自立困難な知的障害者の疑いがある被保護者が、福祉に頼ろうとする場合、「これからあなたは知的障害者として生きた方がよい」という宣告をしなければならぬケースも出てくるだろう。本人にとって何がベターな選択は何かの判断は難しい。

(ウ) 森山秀実研究協力者による研究活動を通しての所感

更生保護施設の現場において実践的な取り組みの中で、障害者の処遇についての制度や運用上の問題点を整理し、更生保護施設で何ができるのか…という現状の認識と今後の処遇のありかたを検討してきた。この研究会がきっかけとなって多くの福祉関係者と知り合い、連携を深めていくことで新たな活路を見いだすことができた。同時に、更生保護施設からグループホームや福祉施設に移行するためにコーディネーターが果たす役割の重要性を改めて認識した。

本研究において当施設に入所した療育手帳を所持している人及び手帳は持たないが知的障害の疑いのある人の処遇について、分担研究者や研究協力者と意見交換しながら、地域社会につなぐために本人にとって最良と思われる処遇方針を模索し提案してきた。そうしたなか、最終的な彼らの自己決定が必ずしも我々の提案と一致しない時(例えば、本件前と同様に不安定な生活環境に戻ることを強く希望する場合など…)、本人にとっての生きやすさとは何かを考えさせられた。また、これまで知的障害者と自覚することなく長い年月を生きてきた人に、新たな生き方の提案として「知的障害」を告知することは非常にデリケートな問題であるので、その手法やタイミングについて私自身学ぶ必要性を強く感じた。

更生保護施設が障害者を受け入れる際に隘路となっているのは、福祉施設等の受け皿が不足しており退所後の生活場所の確保が難しいことに他ならない。これまで福祉施設との連携の糸口のない更生保護施設は、独自の乏しい社会資源の中で自己完結せざるを得ず、処遇に行き詰まることが多かったため、受け入れそのものを躊躇する傾向が強かった。しかし、今後、センター機能が本格稼働し、更生保護と福祉のコーディネートが円滑に進むようになれば、更生保護施設が積極的に中間施設としての役割を担うことができるようになり、地域生活支援が急速に成果を上げていくことは明らかである。今後は更生保護、福祉、地域が連携したゾーンディフェンスを構築していくことで、より広く強固なセーフティーネットとなって障害者の地域生活が定着していくのだと確信している。

(5) その他の実践事例 赤平レポート

研究協力者 赤平守

(ア) その他の実践事例

現在、私たちは、赤平守研究協力者を中心に、触法・虞犯障害者への具体的支援活動を行なっている。こうした実践活動を通じて、少年院、医療少年院の出院後、また刑務所、医療刑務所の出所後、適切な支援を受けるこ

とが困難となっている障害者（手帳を持たない障害者も含む）への対応について、その問題点と今後の課題を探ることができる。

〈事例1〉Bさん（男性56歳）軽度知的障害者

Bさんは、覗きという犯罪を繰り返して過去5回の刑務所暮らしを経験している。静岡、府中、松江、横浜（2回）で合算6年ほどの刑期となっている。生まれたときから横浜市の下町に暮らし、父母と同居していたが、父母とも他界し、今回の出所（H18年11月）に際して、身寄りは80歳をすぎた病気がちの叔母夫婦だけとなってしまった。自宅は現存しているが、一人暮らしには不安も多いため、前述の「てらん広場」が身元引受人となり、そこでの生活を始めている。

本人からは一刻も早く自宅に戻り、気ままな一人暮らしをしたいとの希望があるが、彼の「覗き」という犯罪はかなり病的な側面（実際に刑を執行されたのは5回だが、逮捕歴は十数回）もあり、本人自体の年齢を鑑みて福祉での支援がなされている。しかしBさん本人は納得して、この生活を続けているわけではない。

〈事例2〉Cさん（男性18歳）中度知的障害者

Cさんは現在、K医療少年院入院中、既にその期間は2年を超えてしまっている。IQ54、中度知的障害者である彼の犯罪は、放火と下着盗、不法侵入など。母親も知的障害があり、母親が15歳のときに父親がわからない状況で出生した。母親に養育能力がないため、祖父母に引き取られるが祖母も知的障害があり、彼を虐待していた（祖母は数年前他界）とされている。前記の2例よりも、障害は重く奇声、多動などの問題行動はあったが少年院での矯正プログラムが彼の問題行動抑制に効果があったようで、問題行動はかなり減少している。祖父は現在では、監護能力がないため、少年院側としても横浜市内にある知的障害者の入所施設を探しているが、いまだに受け入れ施設は見つかっていない。（てらん広場は定員超過の現状）。横浜市障害者相談事業のコーディネーターが八方手を尽くして、とりあえず半年ほどの期間限定で厚木市にある入所施設と受け入れの交渉中。

〈事例3〉Dさん（女性21歳）軽度知的障害、自閉傾向

Dさんは16年3月、女子中学生とのいさかいの際、所持していたカッターで相手を傷つけ、そして万引きにより少年鑑別所に拘留された。後日、家裁の審判を受け、保護観察となり、そのまま横浜市内の精神病院へ医療保護入院となった。入院中、いくつか知的障害者の作業所、グループホームなどの実習を受けるが、利用者とのトラブルを起こし受け入れは叶わなかった。母親はDさんとうまくやっていく自信がないとの事で家での引き取りを拒否。しばらくDさんの医療保護入院は続くこととなってしまった。その後、H18年夏に、受け入れるグループホームが見つかり、今はそこから作業所に通っている。しかし、運よくグループホームが見つからなければ社会的入院に至ったケースといえるかもしれない。

以上、3つの事例は、本来、地域で生活する可能性があるにもかかわらず、引き受け手となるはずの親族に拒否され、本人の本当の意思とは別に、苦肉の策として、入所施設や病院での生活を選ばざるを得なかったケースである。再犯を未然に予防、制御するために施設機能を有効に利用したともいえるかもしれないが、本人が本当の意味で更生して地域の住民の一人としてこれからの人生を歩んでいくことを考えてみたとき、所謂「保護」という意味は持っても、生活支援という意味では本来目指すものとはかけ離れてしまっていることは否定できない。

障害者自立支援法の地域生活支援事業では、相談支援事業が重点項目として挙げられている。事例としてあげた例では、過去において、児童相談所や更生相談所が初期の段階で適切な相談支援をしていれば未然に防げたかもしれないことはいくつか考えられる。しかし、行政主体であるこれらの相談窓口は、起こった問題に対して対応する機能はあっても、障害者自身や家族の生活を支援する機能、ましてや、その人たちの生活を向上させるためにエンパワメントさせていく機能などは持ち合わせていない。さらに、考えなければいけないのがこういった相談支援事業のネットワーク化である。刑務所や少年院に送られる障害者のほとんどは中軽度の知的障害者であり、一般就労の経験があったりその活動範囲はひとつの行政域や福祉圏域に留まっただけではない。

彼らの持っている生活圏域は一般人のそれとほとんど差異はないとも考えられる。ところが福祉行政の社会は、他の行政区とはほとんどネットワークと呼べる情報のやり取りがなされていない実態がある。今こそ、民間活力を有効利用して動ける相談支援事業のネットワーク化の構築が必要であるといえる。事例に挙げた横浜市では市を挙げてこのネットワーク化を推進しているが、東京都ではそれぞれが独自施策を持つ特別区23区が存在が、ネットワーク化の動きの妨げとなっている傾向がある。虞犯・触法の状況におかれている障害者、また刑期を終

え、出所してくる障害者に対して既存の相談窓口だけではなく、具体的に生活支援となるネットワークを持った相談支援事業の展開は急務の課題である。特に犯罪の温床の多い東京都で行政区の垣根を越えた柔軟な対応のできる民間の相談支援事業のネットワーク化が強く望まれる。

〈事例4〉Kさん（男性17歳）軽度知的障害者

KさんはH18年10月、本人が生活していた児童自立支援施設内で職員に対して傷害事件（全治4週間）を起こして、医療少年院入院の審判が下された。一見、全く一般の17歳の少年と変わらず（むしろカッコイイ少年と呼べるかもしれない）、話をしてみても口数は少ないが、話の辻褄が合わなかったり、話が突然飛んでしまうということもない。言わば障害者には見えない少年だった。ただ、時折見せる鋭い眼光はだけは、普通の少年のそれとは明らかに違うものを持っていた。生育暦を見ると、父母は彼が幼少期に離婚、父（理容業）に引き取られたが、同居の祖父母との関係がうまく行かず、時折Kさんが祖父母に暴力を振るうため、止む無く児童自立支援施設への入所が決まったらしい。彼の突発的な行動を精神科医は「反抗挑戦性障害」と診断している。

元々、さほど凶悪な事件ではなく、仮出院の見通しが立ったH19年4月、医療少年院から、Kさんの父が彼の受け入れに難色を示しているの、帰住先を探してほしいという旨の依頼があったので、彼の出身地近くの入所施設2箇所と連絡し、面接を受けてもらうことにした。療育手帳は少年院入院後（19年4月）に取得したため、彼自身、自分の知的障害に対する受容、認識はまだ出来ていない上に重度の知的障害者が多く暮らす施設（さらに平均年齢は40歳近い）は初めての経験であり、彼自身、戸惑いを感じた筈だが、とにかく少年院から早く出たいという一心であったのだと思う。彼は実家により近い施設を選択し、19年7月下旬に仮出院。保護観察の期間をこの入所施設で暮らしている。

Kさんの障害は軽度発達障害のように特徴が顕著に現れるものではなく、日常の会話レベルでは障害そのものは表面化しづらい。しかし、話を突き詰めてくるとはじめの印象よりもかなり知的レベルの発達の遅れが大きいことに気付かされる。ということは周囲の間も障害への知識がなければ彼の行動が単純に、反抗的とかやる気ない、といった誤解を持ったままの対応をしてしまう危険性が生じてしまうことになる。周囲の支援者には彼の障害特性を的確に捉えた対応が望まれる。

以上の事例を検証してみると、それぞれ生育暦の中で共通した以下の4つの要素が見えてくる。

生育暦の中での要素

1. 貧困と無知（社会状況・福祉情報を知る心の余裕と術を持つことが出来ない）

基本的に障害者福祉のサービスは申請主義である。生活そのものに追われる状況の中で、また福祉の情報が家族に届く可能性は極めて低く、全く福祉に関しての知識をもてない家族は決して珍しくはない現状がある。

2. 家族関係の崩壊（障害の否定と無理解、虐待、ネグレクト）

障害という言葉自体の持つイメージは家族にとって受け入れがたいものがある。特に中・軽度の知的障害は家族が気づき、障害者として結びつけることが難しく、出来の悪い子、親の言う事を聞かない子として親に疎んじられ、虐げられる可能性が高い

3. 苛め、虐待、偏見、差別（無能な者、弱者として不当に底辺に位置づけられる）

家族関係だけでなく、本来、友人との対等な関係の中から育まれるはずの関係性が成立出来ずに社会性が一方的に奪われる。自分を守るため、不当に低く位置づけられた自分を、受け入れなくてはならなくなる。自信が持てない。

4. 本人の障害（認識、社会性の発達の遅れ）

1～3の要素にあわせて、本人の認識、社会性の発達の遅れが、本人たちの社会生活力を高める力をさらに弱めている。

そしてその全てが本人の意思とは関係なく起こる

以上の要素を考えてみると、彼らは加害者となる前に、被害者として成長期を送っていることは明らかである。被害者であった者が、どんな時、どんな要素が重なって加害者となっていくのか？それを未然に防ぐことは出来ないのか？少なくとも、苛め、虐待があった時点で、学校や児童相談所が他の要素にもいち早く気づき、他の専門家等との協力体制を作ることができれば、加害者になる以前の被害者の段階で、本人支援ばかりでなく、家族支援にも取り組むことが可能かもしれない。

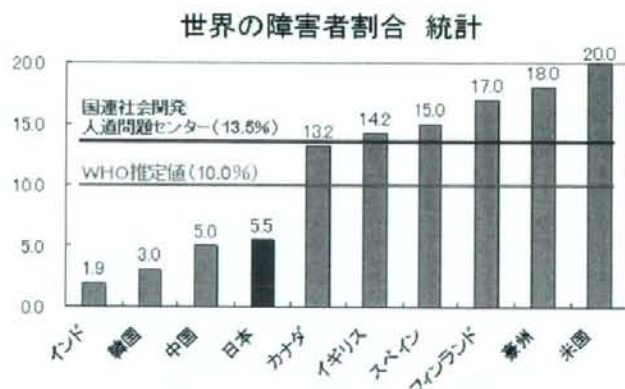
障害者自立支援法では、地域自立支援協議会が困難事例に対して積極的に取り組むことと、相談支援体制の充実が謳われている。しかし現状は、それとは程遠い。彼らが被害者としてSOSを発信しているとき、虐待少年となっているときに、如何に多面的に状況を捉え対応できるか。被害者であるときも、加害者となってしまったときも、彼らの病んでしまった心とその痛みを感受できる支援者をどのように増やしていけるのか、課題は大きい。

(イ) 赤平研究協力者による問題点の整理

① 日本における障害者とは

障害者基本法によると、総則の第2条（定義）において「障害者とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」となっている。平成19年度の厚生労働白書によると、身体障害351万人、知的障害55万人、精神障害302万人合計708万人となっていて、日本の総人口で割ると、人口比は5.5%となる。そして、下の図-1は、世界各国の人口に対する障害者の割合を示したものである。

図-1 世界の障害者の割合 (<http://www.kijikiji.com/consultant/mean/syogaisya.htm>より引用)



このグラフを見れば、一見してWHOの推定値や欧米先進国に比べ、日本の障害者数が極端に少ないことがわかる。当然、日本だけが障害者が少ないという事ではなく、各国によって障害の定義や認定基準がばらばらであるという事になる。日本において、障害者とは前述のとおり、身体障害、精神障害、知的障害の三障害であり、身体障害と知的障害は身体障害者手帳、療育手帳（都道府県、政令都市によって呼び方が違う）の保持者が、その対象者（精神障害は継続的な通院、入院の必要性の証明）となっている。これと比較して、ほかの国々はどうか。

例えば、英国の障害者差別禁止法における、障害の定義は「通常の日常生活を送るために必要な能力に対し、重大な悪影響を長期間に渡り与えるような肉体的または精神的な機能障害」となっており、HIV感染者についてはその診断を受けた時点、またガン患者については生活に重要な結果が出た時点から同法の対象となる。これだけでも欧米に比べて、日本の障害者の範囲が狭いことが解るが、特に今回の研究事業の主たる対象者と考えられる、知的障害者に関しては、統計学的に見て障害者として認定されている数が極端に少ないことがわかる。

図-2 知能指数の正規分布曲線 (引用 : http://www.toshima.ne.jp/~office_y/2.doc より)

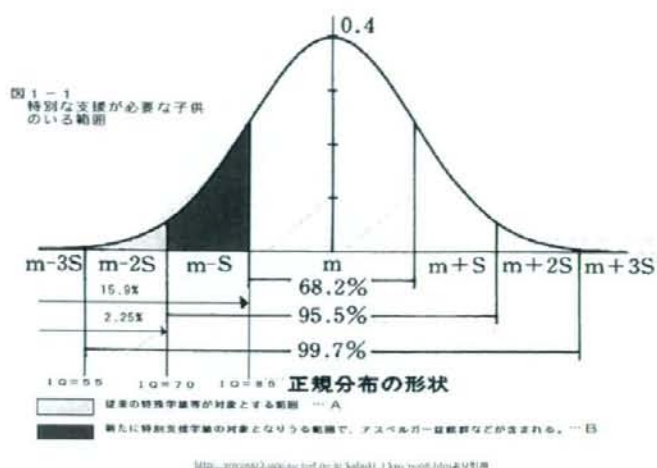


図-2は、知能指数の正規分布を表したものであるが、これを見るとIQ70以下の割合が全人口に対して2.25%であることがわかる。これは欧米各国が示している知的障害者の割合とほぼ一致する。これに対し、日本の知的障害者人口は約55万人。日本の人口約1億2千7百万人に対しては約0.43%にしかならない。データの的には、日本に280万人～300万人程度が知的障害者として認定されていい計算になる訳だが、実態としては障害者福祉の対象となる実数はあくまでも55万人となっている。また、療育手帳の重度と中・軽度の保持者の割合は重度約45%に対し、中・軽度約55%という結果(平成17年知的障害児(者)基礎調査)となっているが、統計学的に見れば中・軽度の割合は9割を当然超えるはずである。この結果を見ても、「手帳のない知的障害者」が社会の中でいかに多く埋もれてしまっているかは明白である。では、なぜ、軽度の知的障害(それが疑われる)人たちは手帳を取得しない(出来ない)のだろうか。これに関しては、また興味深いデータがある。

図-3 各障害の年齢別構成比 (2004年4月社会保障審議会介護保険部資料)

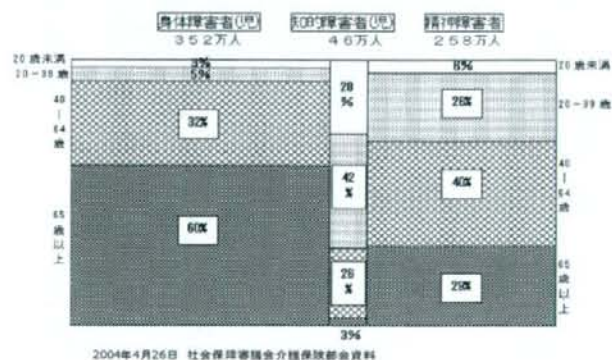


図-3は各障害の年代別構成比を表したグラフだが、65歳以上の割合をみると、身体障害と知的障害では顕著な違いが表れている。2004年データのため、各障害の実数は現在よりも少ないが、身体障害者の65歳以上の割合が60%なのに対し、知的障害者の65歳以上の割合はわずかに3%しかない。このデータは介護保険部会の資料なので、高齢化と中途障害の関係性を表現したかったものなのだろうが、注目すべきは知的障害者の数字である。確かに知的障害者の場合、突然死が多いという報告もあり、自分の病状を正確に訴えられないというハンディがあることも事実だが、医療の進んだ今、3%とはあまりに低い数字である。さらに39歳以下の割合は70%となり、

この結果は1930年、今から80年近く前の日本の年代別人口構成（国立社会保障・人口問題研究所、統計資料より）によく似ている。この結果に私見を交えて分析してみると、あの「手帳を持たない知的障害者」の人たちが深く関係しているのではないかという予測が立てられる。

日本に現在の知的障害者福祉法の前身である「精神薄弱者福祉法」が制定されたのが1960年。今から48年前である。仮に現在68歳の人であるならば、当時その人はすでに成人していたことになる。更生相談所等で知的障害の判定をする際、その証明する条件として、「18歳未満に生じたもの」という要件がある。果たして、それなりに成人になるまで社会生活をしてきた人に、この証明は困難なものではなかったか。さらに申請制度の福祉制度は軽度であっても、知的障害を抱える人にとっては「ややこしい」「わかりづらい」ものでは、なかったのだろうか。さらに「しょうがいしゃ」という言葉の響きは、敬遠したいもの（現在も）に違いない。また、刑務所や更生保護施設の高齢化の現状を鑑みると、日本の障害者福祉の歴史は、障害者基本法の「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」の部分重視するのではなく、やはり手帳保持者を重点に考えてきた施策であることが浮き彫りにされるのである。

① 社会復帰に対する障害者福祉の関わり方の問題点（事例を通して）

山本班の研究においても、過去2年半の間、障害のある刑余者や少年院退院者に対して、障害者福祉のサイドからの働きかけにより、再犯を食い止めているケースやその実践報告を幾つかしてきたが、ここでは障害者福祉が社会復帰に関わることが必ずしも上手くいかなかった事例、現制度の限界点を考えさせられた事例を紹介してみたい。

〈事例5〉Aさん（17歳、男、中度知的障害）

Aさんは現在、少年院に入院中で、既にその期間は2年になろうとしている。彼が少年院措置に至った理由は彼が入っていた児童自立支援施設内での職員に対しての暴行であった。その時の状況等を考えれば、少年院措置ではない方法も考えられたが、親の養育能力の無さなど理由から少年院措置となった。知的にはかなり低い部分もあり、規律違反も数回あったが、何とか1級上まで進級することが出来た。

しかし、家庭環境に問題があり、家族の元へ戻すこともできないため、知的障害の児童施設入所が適当ではないかと思われた。しかし、Aさんの住居のある市の児童相談所のケースワーカーは、地元にも適当な受け入れ施設がないことを理由に、彼が19歳を迎える春まで退院させないでほしいと少年院側に言ってきた。彼の支援者たちは「隣の市には受け入れ可能な施設もあるから、手続きをしてくれないか」という要望を児童相談所に対して出したが、担当ケースワーカーは管轄が違うとして、首を縦に振らない。

Aさんは自分が今、1級に進級できたことは十分に理解できているし、彼が入院以来、仮退院していった少年はすでに数十名に達している。「自分はいつ出られるのか？何故、自分は出られないのか？」彼の中に重苦しい不安感が生まれてきている。

〈事例6〉Kさん（42歳男中度知的障害）

Kさんは過去3回にわたり服役していたが、罪状はいずれも軽微な窃盗、万引き等であった。今年の春、北海道の刑務所を仮出所し初めて更生保護施設に入った。関東北部の県の出身であったが、知的障害が疑われるため、支援者たちの勧めもあり、東京都で判定を受け、療育手帳中度（愛の手帳3度）を取得することが出来た。

更生保護施設職員や支援者は福祉での生活（生活保護と年金を基本とした生活）の方策を求め、Kさんと共に知的障害の作業所、就労支援センターなどを見学したが、42年間福祉とは全く接点を持つことなく生きてきた彼にとっては、自分の障害を受け入れること、障害者として生きることは容易に理解できることではなかった（手帳取得の意味も保険証同様の証明書を貰う、くらいの理解しか出来ていなかった）。何度か更生保護施設職員とともにハローワークで障害者雇用の働き口なども探してはみたが、彼の納得できる仕事はなかった。

結局、更生保護施設入所期間中に保護観察の期間が終了すると、自分で新聞の求人広告で探してきた、建築現場の仕事（長年、そのような仕事で生活していた）を決め、更生保護施設をあとにした。彼にとって「寝る場所」と「毎日の食いぶち」の心配がいらず、すぐにそれが提供されることの方が将来の生活の安定よりも解りやすく魅力的であったことは間違いない。

〈事例7〉Mさん（22歳男軽度知的障害）

Mさんは十代の時に一度、占有物離脱横領で保護観察の処分を受けたものの、受刑歴はない。そしてMさんの

生活にはいわゆる、一般的に思われているような“弱者”としての障害者のイメージはない。家族構成は父親が公務員ではあるがアルコール依存の傾向が強い。母親には軽い知的障害の疑いがあり、妹もまた軽度知的障害者である。こういった成育環境では生活力自体が弱まっていくような印象を受けるが、彼の場合は少々違っていた。彼は受動的な障害者なのではなく能動的な障害者なのである。子供のころは案の定、いじめにもあっていたようだが、外見的にも今風のイケメン青年のMさんは何人もとの関係を続けながら、お金を貢がせ、更に稚拙な嘘を重ねながら（不思議と女性に訴えられることもなかった）放浪に近い生活を続けている。

出身地の東京の地元には、生活支援センターに相談者がいて、忘れた頃に現われては適当に近況を報告しては、すぐにまた関東近県の女性が待つ街へ行ってしまふ。マリファナ等の薬物を使用している疑いもあるが、居場所の定まらない彼に対しての決定的な支援方法は見つかっていない。

以上の3事例の共通点は、障害者福祉の弱点ともいえる、「行政域を越えての制度の柔軟な対応の困難さ」と「迅速な対応の困難さ」があらわれたケースと言える。

事例5は少年Aさんが児童福祉法の対象者であるために、行政側の判断が本人のニーズよりも優先してしまうという、帰住先が決定しなければならぬ少年院独特の事例と言える。しかし、子供の権利条約等の視点からすれば、権利侵害が問われかねない事例ともなりうる。児童相談所の見解としては「現在は適した社会復帰の場所がなく、今、性急に結論を出すことは望ましくなく将来的に安定して生活できる場所の確保が一番である」ということなのだが、はたしてそのような判断で少年期、青年期の大事な1年以上に期間の自由を奪う権利があるのだろうか？

また、図-2、図-3でも既述したように、手帳を持たない障害者が持つ「障害者観」に通ずる事例もある。障害者福祉とはまったく無縁の世界で育ち、曲がりなりにも自力で生きてきたKさんの目には、見学に行った知的障害者の作業所の利用者は「可哀そうな存在」として映っていた。自分がその「可哀そうな存在」の一員となることは想像できなかったようだった。さらに、正式なメンバーになるためには実習期間が必要で、認定調査の必要もあるという事も理解できなかった。いつも電話一本で明日から働ける仕事をしていた彼には猶更だった。障害者自立支援法の下、契約制度になったとはいえ、現在の障害程度区分の認定調査のシステムでは彼のように、一見自立しているように見えるタイプの障害者のニーズは的確に把握できない現状がある。現行の障害者福祉制度の持つ選択肢の少なさ、社会の流れや当事者の思いに即した支援方法を創造し、臨機応変に対応することが現行では限界がある事、さらに成人以降での障害受容困難さを反映した事例といえる。

事例7の場合、さらに現在の福祉制度が、情報過多の現代社会のスピードと生活エリアの拡大に追い付けない状況にある事を表した事例と言える。昨今、中・軽度の知的障害者にとっても携帯電話を持つことは当たり前の事となってきている。Mさんもそんな一人だった。携帯があれば、必要最低限、自分の身内や関係者との連絡はとれる、そして携帯電話というツールが間に入る直接的な関係でないため、多くの知的障害者が遭遇する対人関係の連れからも逃れられる。そして何よりも自由に動き回れる。事例9のように、行政区域の縛りがある現在の制度では、彼のようなケースには対応できないのが現実である。行方不明になる知的障害者はあっても、そういった人たちは保護される存在であった。Mさんのようなタイプは従来の障害者施策の対象者ではなかったのかもしれない。しかし、時代の流れは彼のような、新しいタイプの障害者を制度のスピードをはるかに超えて、これからは次々に生み出していくことだろう。そんなとき、行政は、制度は、支援者はどんな対応ができるのか。

③ 地域生活定着支援センターに求められる機能

a. 相談支援機能

センターに求められるいくつかの機能のうち、最も重要な機能といえる。支援者にとって必要な要素は、まず対象者に共感（犯罪行為にではない）できるかどうかである。障害者である前に、犯罪者である前に、対等な立場の人間として相手を尊重することである。そして、状況分析だけでなく、対象者の背景にある、成育歴や家族関係、対人関係などに目を向けること。“これからの人生”を支援するためには、“これまでの人生”を知ることが必要となる。その上で、対象者の抱えている漠然とした不安感と主訴を整理していく作業が必要となる。

相談の対象者には再犯防止のための刑余者ばかりではなく、執行猶予になったり、不起訴になったりしている人や生活困窮に陥っている人、さらにその家族も含まれるべきである。特に障害者の場合、本人が成人した後30代になっても同居、扶養しているケースが多く、実刑判決までは至らないことにより、問題解決の道は先送りにされ、家族の疲弊感が極限まで達しているケースが多い。家族支援は新たな犯罪を未然に防止するためにも必要である。

d. 人材育成

人材育成は福祉の世界ばかりだけでなく、すべての業種の大きな課題となっているが、特に刑余者等の地域生活、自立生活支援のためには従来の障害者への自立支援の視点だけではなくもっと俯瞰的な視点が必要となる。福祉の専門職ばかりでなく、広く民間や異業種からも登用をすべきである。刑余者のほとんどは福祉の世界とは無縁の世界で生きてきた人々である。福祉、中でも障害者福祉の制度は一般人からすれば最も縁遠い世界といっても過言ではなく、制度の複雑さは障害当事者やその家族にとっても理解し難いものである。そして福祉の常識は一般社会では通用しないことも少なくない。当然、前述の事例のように、障害を抱えた刑余者等にとって福祉の世界そのものが異文化だとも言える。そういった意味でも従来の更生保護施設やホームレス自立支援センターのノウハウに学ぶことはもちろんのこと、異業種での相談事業、コーディネートの手法等を積極的かつ幅広く取り込まなくては、様々な社会的差別や偏見の中で長年生きてきた、障害のある刑余者等に寄り添いながらの支援は難しいのではないかと。

e. 啓蒙・啓発

最も困難な作業である。自立更生促進センター設置に対する住民反対運動を見てもその困難さは窺い知れる。特に東京や大阪、横浜などの大都会のように住民の定着率の低い地域や昼夜人口に大きな開きのあるような、地元意識の育ち辛い地域などでの啓蒙、啓発活動は困難を極める。障害者自立支援法の中で、市区町村に運営が委ねられる「地域自立支援協議会（図-4）」はその構成メンバーの多様性からしてもこの役割を担うべき存在のほゞである。未だ、地域自立支援協議会の設置率は低く、内容的にも活性化していない状況報告が各地から聞こえてはいるが、その理念自体は、必要不可欠なものである。

ネットワーク構築に際しては、それは出来るだけ小さく小回りの利く状態で、官民協働の場合は民が主導で動き官がバックアップ機能を果たす方が有効なのに対し、啓蒙、啓発に関しては、協議会の機能を出来るだけ大きく使い、官が主導しながら民の機動力を効果的に使うべきだと思う。

以上の他にも、医療、教育、就労・雇用支援、権利擁護等の視点も当然必要となってくるが、いずれも単独のものではなく、それぞれの機能が連動してはならない。そういった意味でも、支援の理念と仕組みづくり、そしてそれらを十分に活かせる予算の裏付けが必要であることは言うまでもない。

D. 結論

刑事裁判は年間約8万件、そのうち第一審裁判所で、精神障害者（知的障害者も含む）と認定された人は千名近くいる（そのうち心神喪失で無罪となった人は0.1%）。国選弁護人が担う刑事裁判が70%を超え、争いのない自白事件は99%、争う否認事件は約1%という状況下においては、潜在的には更に多くの知的障害者が被告人として存在すると思われる。

そこでこの間、研究協力者とも手分けし、知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行ってきた。そこから見てきたのは、障害を全く配慮されずに、彼ら知的障害者が機械的に刑務所に送られてしまう、現在の刑事裁判の実態であった。また、彼らが罪を犯すに至った背景を探っていくと、必ずそこには、「福祉の不在」があった。

さらに私たちは、この3年間、矯正施設への参観を実施（「宮川医療少年院」・「神奈川医療少年院」・「川越少年刑務所」・「播磨社会復帰促進センター」・「島根あさひ社会復帰促進センター」など）するとともに、罪を犯した知的障害者を受け入れている全国の福祉施設を訪問（社会福祉法人北摂杉の子会「萩の杜」など）してきた。

また、触法障害者への先進的福祉政策を取り入れている、オーストラリア・ビクトリア州政府ヒューマンサービス省のスタッフとの意見交換なども行なった。

そして何よりも私たちは、この一年間、知的障害のある人たちが被告人となった刑事裁判に積極的に関わり、彼ら彼女らの出所後の受け皿探しに奔走してきた。

そこで、そうした実践活動のなかで見てきた司法的課題について提言させていただく。

提言

刑事裁判手続の中に、刑事罰を科す手続とは別の福祉的プログラムを取り入れることにより、犯罪を繰り返す知的障害のある人・発達障害のある人（以下「知的障害のある人等」という。）が単に累犯であることを理由に実刑判決を受けることのないよう、知的障害者等に刑務所等矯正施設外での更生の機会が選択できる仕組みについて検討すべきである。

理由

1. 罪を犯した知的障害者等に対して、矯正施設内における矯正教育や受刑後の地域社会における受入先が重要であることは明らかである。
2. 「受刑中の知的障害者、発達障害者に関する調査」によると、知的障害者等の犯した犯罪の主たる罪名は、窃盗、詐欺（ほとんどが無銭飲食と思われる）、放火となっている。また、数字として表れていなくても、幼児に対する性犯罪もかなりあるのではないかと推測される。
このような犯罪については、責任能力が否定されない限り、過去に前科があれば、たとえ被害が軽微だったとしても、実刑判決を受ける可能性が高い。
3. さらに、軽微な事案であることや、刑事責任能力等に問題がある等の理由から、起訴猶予、執行猶予になる知的障害者等については、何らの支援を受けることなく、社会にそのまま戻り、自助努力による生活の再生が求められているのが現状である（もっとも保護観察の制度については、近時、法制度改正が行われている）。
4. ところで、少年事件においては、家庭裁判所調査官が関与し、事案の背景や少年の更生のために必要とされる様々な方法を検討し、試験観察によって、少年の更生を見守る手続が整えられている。
5. 知的障害者等に関しても、累犯ゆえに実刑判決を免れることができないとし、矯正施設内での処遇のみを検討するのではなく、判決と選択的な福祉的プログラムを検討する仕組みを考えるべきである。
少年事件には、家庭裁判所調査官という専門職が裁判所に配置されているように、知的障害者等の事件についても、裁判所に専門職が配置され、福祉的視点に立ったプログラムの検討がなされることが理想であろうが、現実的な観点から、福祉の専門家が関与したプログラムを弁護士等が発案し、刑事罰との選択を可能にすることが考えられる。
 - ① 罪を犯した人に知的障害・発達障害があると認められた場合、
 - ② 一定の要件の下に（犯罪の形態、内容によって）
 - ③ 専門家の支援が整えられた施設（補導委託先等が参考となる、公的援助をすること）、もしくはサポート体制を構築し一定の目標を達成することを条件に社会内の居住先を整える
6. 刑事裁判の中に福祉的プログラム選択の可能性を取り入れたオーストラリア・ビクトリア州における実践が、一定の成果を上げていることは大いに参考となる。
7. 福祉的プログラムを選択する具体的指標は、次の通りである。
 - ・知的障害・発達障害のあること
 - ・執行猶予の場合もしくは一定の期限内の実刑（例えば懲役 2 年程度）であること（起訴猶予事案については、福祉プログラムを強制することはできないので、本人の望んだ場合に限られる）
 - ・一定の罪名に限ること（例えば、窃盗、詐欺、幼児等の連れ回し等未成年者略取罪）
 - ・福祉プログラムの作成には専門家が関与すること
 - ・福祉プログラムによって一定の成果が認められた場合には、判決の言渡しは効力を失う（執行猶予期間の満了と同じ）

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
平成 20 年度（総括・分担）研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

研究分担者 清水 義徳

（研究協力者）

藤本 信次	更生保護法人 清心寮
生島 浩	福島大学 人間発達文化学類
小長井 賀與	立教大学コミュニティ福祉学部
福田 順子	更生保護法人 静修会荒川寮

A. 研究目的

刑務所の受刑者及び少年院在院者の中で知的障害を有する人たちの社会福祉による地域生活支援への移行に関し、更生保護の分野として、仮釈放及び生活環境の調整並びに更生保護施設の機能がどのような課題を有し、またどのようにして役割を果たしうるかを実務的に検討しようとするものである。

B. 研究方法

更生保護施設における知的障害のある受刑者等の受け入れと社会福祉への移行に関し、その実態を数量的にかつ関係者のヒアリングを通じて把握し、その問題点を整理する。

また更生保護施設関係者の知的障害者支援施設の視察・交流等を行い、その知見に学ぶことで更生保護施設としての取り組みの幅を広げる。

C. 研究結果及び考察

(1) 更生保護の仕組みの概要について

(ア) 更生保護の業務概要

更生保護の役割は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないよう、遵守事項の遵守という枠組みを設けながら、社会内において必要な指導監督、補導援護等を行い、その円滑な社会復帰、社会的自立を助けることにある。

その役割は主として次の 4 つの柱から成っている。

- A 矯正施設からの仮釈放による社会内処遇への円滑な移行、
- B その社会内への円滑な移行のために行う帰住先の確保等の生活環境の調整、
- C 社会内処遇の措置として実施される保護観察、
- D 保護観察の対象とならない刑務所満期釈放者等の更生緊急保護

本稿では業務の詳細には言及せず、知的障害のある受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等の地域支援への移行、連携という観点から更生保護の現状と課題を考えるという目的に沿って、上記の A から D の 4 つの局面を柱として検討する。

(イ) 更生保護の機関及び実務に当たる従事者等

更生保護の実務を担う機関は、上記の仮釈放に関する調査、審理、決定等を担う地方更生保護委員会並びに保護観察や環境調整、更生緊急保護の実施に当たる保護観察所がある。地方更生保護委員会には委員が置かれていて、3 人の合議体を構成して仮釈放の審理、決定を行う。また保護観察官が配置されており、仮釈放の審理のための調査を行うとともに、仮釈放の帰住地等の調整にも関わる。保護観察所には保護観察官及び社会復帰調整官が配置されているほか、法務大臣から任命される民間のボランティアである保護司が地域ごとに配置されている。保護観察官は上記の保護観察所の所掌業務に従事し、社会復帰調整官（原則として PSW から採用）は医療観察に関する業務に従事する。保護司は保護観察や生活環境の調整等の活動に従事することとされており、公的な権限に関わるが、その本質は地域において隣人的支援という立場を生かして関わることにある。

(ウ) 地方公共団体の関わり

上記のとおり、国の機関及び個人として国の任命を受けてその権限に関わる保護司が更生保護に従事するが、地方公共団体についてはその事務として所掌されるものは制度上ない。

ただし、後述する更生保護事業については、更生保護事業法（平成7年法律第816号）により国と同様に地方公共団体も営むことができることとされているが地方公共団体が自ら更生保護事業を営んでいる例は存在しない。

(エ) 更生保護法人

更生保護の従事者として大きな存在であり、欠くことのできない役割を担っているのが更生保護法人である。更生保護事業が民間の篤志的な事業として創設されたという精神的なルーツも含めた歴史的な経緯は社会福祉事業と共通したものが多く、実際にも篤志の創業者でそれぞれに共通して関わった人物が少なくない。

更生保護は社会内処遇として地域社会に生活基盤を得ながら自立、社会復帰することを支援するのが基本的な機能である。その生活基盤となるのは、住居、仕事、適切な人的関係（保護者等）と精神的支えである。

犯罪前歴があることによってその生活基盤を喪失している者は多く、それを確保することがなければ社会復帰支援は困難である。更生保護法人は民間の立場でこのようなニーズに対応し、更生保護事業法に定める更生保護事業を実施する法人である。

更生保護事業法において定められている更生保護事業は、「継続保護事業」、「一時保護事業」、「連絡助成事業」の三つがある。

このうち継続保護事業は、仮釈放等により保護観察に付されている者や満期釈放者などで保護を必要としているものを「更生保護施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業」である。

また一時保護事業は、上記の仮釈放等により保護観察に付された者に対し、「帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護を行う事業（継続保護事業として行うものを除く）」である。さらに連絡助成事業は、継続保護事業、一時保護事業その他の「更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業」である。

更生保護法人の設立及び事業の実施については国の認可を要する。更生保護法人は全国に163あるが、このうち継続保護事業のみを営む法人が98、一時保護事業及び連絡助成事業を営む法人が49、連絡助成事業のみを営む法人が15、すべての事業を営む法人が1となっている（平成18年4月1日現在）。

(オ) 更生保護施設

前記4の更生保護事業のうち、社会復帰支援において最も重要な役割を担っているのは更生保護法人が営む継続保護事業であり、「更生保護施設」を設置して被保護者を宿泊させ、食事の給与、社会適応のための処遇プログラムの実施等の補導、就職の援助、生活自立に必要な知識・教養の訓練などを行っている。基本的にはこれらの処遇は保護観察所の委託によって実施されており、委託に要する経費は一人ひとりの委託実績に応じて支弁される。

全国に99の更生保護法人が営む101施設（ほとんどが1法人1施設で、2法人だけが2施設を設置し経営している。）があり、総収容定員は2,274人（うち男子2,106人、女子168人—平成18年4月1日現在）である。

多くは20人定員で、職員の配置基準は委託費の積算上は4人であるが委託実績によって実際の配置や職員の待遇等は影響されるので配置基準や給与についての実効性のある統一基準はない。その事業実績等は次の項において取り上げる。

更生保護施設は、歴史的に見ると戦前の司法保護事業法による刑余者保護を行う司法保護団体から、戦後の更生緊急保護法による更生保護会、そして現在の更生保護事業法による更生保護施設へと変遷してきているが、司法保護団体、更生保護会の時代には主として満期釈放者を保護の対象として社会福祉への橋渡し、何らかの保護や足がかりを得られるまでの過渡的で緊急的な保護を行う施設として位置づけられてきた。あくまでも社会福祉への橋渡しとして緊急的な保護を行うという性格の制度であった。これは戦後の制度創設時にGHQの意向として、収容して保護する施設が必要であれば一般の国民同様に生活保護施設などの社会福祉施設でまかなうべきであるとの主張があり、それとの妥協として、満期釈放者等について6か月以内の緊急措置として保護を行い、保護観察中の者については保護観察の指導監督や補導援護という社会復帰処遇の一環ではなく応急的な救護措置として保護するという制度設計がなされたものである。したがって更生保護施設の受け入れる被保護者も満期釈放

者中心であり、刑事政策的な機能として仮釈放者などを受け入れ、施設内処遇から社会内処遇への移行を進める処遇施設には発展し難かった。

またこの経緯から、自己完結的に社会的な自立を支援する機能として成熟せず、一方で社会福祉につなぐ機能も、実務の運用において更生緊急保護の制度の枠での対応優先という議論が犯罪前歴者を避ける傾向とない交ぜになって定着し、社会福祉と更生保護の間の谷間を広げ、その谷間に置かれる対象者が生み出されてきたとも言える。

その後、社会経済情勢の変容や刑務所出所者を受け入れる親族等の環境が弱まったこと、仮釈放者の受け入れ処遇施設としての機能を高める努力が施設関係者の努力で進められたことなどの経緯を踏まえ、平成8年に現在の更生保護事業法が施行されるに至って刑事政策における処遇施設としての位置づけが明確にされた。緊急的な保護や応急的な保護ではなく、保護観察における補導援助を国から委託されて実施できる機能も認められている。

しかしながら、施設の職員体制や施設の規模、予算上の委託期間などの実施は従前とさして変わっておらず、特に高齢や障害のある被保護者を社会的自立にまで支援する機能は弱く、またそういった被保護者を社会福祉の地域支援につなぐ仕組みが整備されていないという課題は依然としてある。高齢や障害を有する受刑者の増加が課題になっている現状において、更生保護施設が社会福祉事業を併せて営む方向に向かい、それだけの力量を備えることができるか、社会福祉施設が更生保護事業を併せて営む方向に向かうか、相互参入というそのいずれの考え方も制度、実態の両面から見ると言うべくして容易ではない。しかしながら実際の問題に即して、一人ひとりのケースに即して連携の実践例を積み重ね、そのスタディーを共有することで刑事政策と社会福祉の分野の連携策をさらに進めていくことはできるし、そこからの検討がまず必要であろう。

(カ) 触法障害者の社会復帰支援と更生保護

本研究の知的障害のある矯正施設収容者を地域生活支援につなぐというテーマにおいて更生保護に関わる課題は、上記1に掲げたAの仮釈放の社会生活移行機能に対象者をのせていく運用、そして同BのAに先立って行う帰住先、引き受け先の生活環境の調整、次いでそれに引き続くCの仮釈放後の保護観察における社会福祉との連携支援機能であり、そのほか満期釈放者等についてはDの更生緊急保護の機能である。

またこれらに先立つ大切な機能は矯正施設における分類、あるいは知的障害者としての判定が、社会復帰あるいは地域生活支援ニーズの把握としてなされるところから始まらなければならないということもある。かつそのためには矯正処遇と社会福祉に共通した判定基準を構築する必要がある。しかしそれは現状において容易なことではない。対象となる受刑者にしてもそれ以前の社会生活において療育手帳の発給などの支援対象から疎外され、捜査や裁判段階でもそのような個別的ニーズは顧みられることなしに累犯者として受刑に至っている人たちが少なくないのであり、それを矯正施設の処遇の見直しから検討するというのでは議論が始まらない。

それは更生保護施設においても後述するように同様で、今回の調査において知的障害の分類に属する人たちが少なからず受け入れていることが把握できたが、その知的障害の支援ニーズを見据えて受け入れたのではなく、就労を含めた通常の社会生活が可能で人々として受け入れているのが大部分であると思われる。

この研究テーマが福祉サイドから提起されたことには大きな意義があるが、その意義を受け止めて上記の課題に取り組むためには、まず福祉サイドから支援モデルを示し、そこへつないでいく動きとして矯正施設、更生保護のA、B、Cの機能を立ち上げてみるのが実際的であろう。

特に少なからぬ知的障害の受刑者が、本人から引受人や適当な帰住先を申し出ることができず、また引受人、保護者などから忌避されている場合においては、Bの段階で更生保護施設の受け入れ調整が行われるのが一般であるが、社会生活適応能力を中心に受け入れの判断がなされている中では難しいこともある。もちろんかなりの障害を前提に更生保護施設が受け入れる場合もないではないが、委託期間に限度がある上、地域生活支援の専門的機能を有していない更生保護施設としてはその後の福祉施設との連携や移行が見込めない中で自己完結的な処遇の場としての受け入れ表明ができたいという現状がある。

そのためには、矯正施設入所当初において引き受け先がない対象者について、矯正施設の事例提起を受け、その地域支援を受け入れ得る福祉施設とBの生活環境の調整を担う保護観察所と更生保護施設、Aの仮釈放に載せる準備調査を担う地方更生保護委員会とが支援カンファレンスを開催する試みが必要と考えられる。そういうスキームで障害者福祉の専門家が矯正と更生保護のプロセスに入っていくこと、あるいはそれを矯正施設や更生保護施設が受け入れるということ、それが本研究の問題提起が福祉サイドからなされたことの意義でもあろう。

少なくとも更生保護施設において社会復帰、地域生活での自立支援まで見据えた処遇のあり方を検討し、構築していく重要な契機にもなると考えられる。